

株式会社長崎宅建サポート 定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社長崎宅建サポートと称する。

(目的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 公益社団法人長崎県宅地建物取引業協会への協力
2. 公益社団法人長崎県宅地建物取引業協会会員の業務支援に関する一切の業務及び斡旋業務
3. 不動産の売買、賃貸、管理に関する業務及び斡旋業務
4. 損害保険代理店業務
5. 少額短期保険代理店業務
6. 生命保険の募集及び斡旋業務
7. 住宅ローンの事務代行及び斡旋業務
8. インターネットを利用した不動産情報システムの管理運営に関する業務
9. インターネット等の情報通信網を利用した不動産に関する情報の収集、分析及び提供
10. 土木建築工事の設計、施工、監理等の斡旋業務
11. 建築、リフォーム、マンション管理等の斡旋業務
12. 公営住宅及び公共施設の運営管理の受託業務（指定管理者制度等）
13. 不動産経営に関する相談及び講習の実施
14. 不動産の有効活用に関する企画、調査及びコンサルティング業務
15. 賃貸保証に関する業務
16. 広告代理、出版及び印刷業務
17. 不動産関連物品（契約書、書籍、看板等）の販売
18. 特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度（安心R住宅制度）に関する事務手続きの代行
19. 住宅診断及び住宅履歴管理に関する業務
20. 公益社団法人長崎県宅地建物取引業協会会員の福利厚生に関する業務及び斡旋業務
21. 各種セミナーの企画実施に関する業務
22. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社の本店を、長崎市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故、その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、20株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社は、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得したものに対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第9条 株式の名義書換その他株式の取扱に関して必要な事項については、取締役会の決議により定める株式取扱規則による。

(基準日)

第10条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集手続)

第12条 株主総会を招集するには、株主総会の日から1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもって社長が招集し、その議長となる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主は代理権を証する書面を株主総会毎に提出しなければならない。

第 4 章 取締役

(取締役の員数)

第 16 条 当会社は取締役を 3 名以上置く。

(取締役の選任)

第 17 条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議により選任する。

2 取締役の選任については累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 18 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 19 条 取締役会の決議をもって、取締役の中から社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

2 社長は、当会社を代表する。また、取締役会の決議をもって、前項の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることが出来る。

(業務執行)

第 20 条 社長は、当会社を代表し、会社業務を総括する。取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

第 5 章 取締役会

(取締役会の設置)

第 21 条 当会社は取締役会を置く。

(取締役会の招集)

第 22 条 取締役会は、社長がこれを招集するものとし、その通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの限りではない。

(取締役会の議長)

第 23 条 取締役会の議長は、社長がこれに当たる。または、社長が指名することができる。

社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の決議方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

2 取締役会の決議事項について特別の利害関係を有する取締役は、その事項について議決権を行使することができない。この場合、その取締役の数は、前項の取締役の数に算入しない。

3 当社は、取締役が取締役会の決議事項につき提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役の報酬等)

第 25 条 取締役の報酬は無報酬とする。

第 6 章 監査役

(監査役の設置、員数)

第 26 条 当社は、監査役を 2 名以内置く。

(監査役の選任)

第 27 条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第 28 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第 29 条 監査役の報酬は無報酬とする。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 30 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 31 条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(利益処分)

第 32 条 每期総損金を控除した残額を当期利益金として、これに毎年繰越金を加えたものを株主総会の承認を得て処分する。

(配当の除斥期間)

第 33 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 前項の未払配当財産には利息を付けない。

第 8 章 附則

(設立に際して発行する株式)

第 34 条 当会社の設立に際して発行する株式の数は、20 株として、その発行価額は 1 株につき金 5 万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額及び資本金)

第 35 条 当会社は、設立に際して出資される財産の価額は、金 100 万円とする。

2 当会社の設立時資本金は、金 100 万円とする。

(最初の事業年度)

第 36 条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の役員)

第 37 条 当会社の設立時の役員は、次のとおりとする。

長崎県長崎市ダイヤランド 1 丁目 2 2 番 1 1 号

設立時取締役及び

設立時代表取締役 角村 順一郎

長崎県長崎市泉 1 丁目 2 番 2 8 号

設立時取締役 三上 浩二

長崎県長崎市風頭町 2 8 番 3 0 号

設立時取締役 山口 克彦

長崎県佐世保市松瀬町 5 9 8 番地 4

設立時取締役 江副 喜一

長崎県大村市乾馬場町 8 3 7 番地 3

設立時取締役 林 敏彦

長崎県南島原市深江町丁 2 3 8 7 番地

設立時取締役 敷島 知章

長崎県南島原市深江町甲 1 2 2 0 番地

設立時取締役 大久保 利信

長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷 1 6 6 番地

設立時監査役 帯田 耕司

長崎県佐世保市白木町 2 8 4 番地

設立時監査役 吉居 将彦

(発起人の氏名、住所、引受株及び払込金額)

第38条 当会社の発起人の氏名又は名称及び住所、割当てを受ける設立時発行株式の数、及び設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

長崎県長崎市泉1丁目2番28号

普通株式 2株 10万円 三上 浩二

長崎県長崎市西北町4番41-609号

普通株式 1株 5万円 山下 良一

長崎県南島原市深江町丁2387番地

普通株式 1株 5万円 敷島 知章

長崎県西彼杵郡長与町まなび野2丁目16番地12

普通株式 1株 5万円 池田 則義

長崎県南島原市深江町甲1220番地

普通株式 1株 5万円 大久保 利信

長崎県長崎市ダイヤランド1丁目22番11号

普通株式 1株 5万円 角村 順一郎

長崎県長崎市風頭町28番30号

普通株式 1株 5万円 山口 克彦

長崎県長崎市茂里町1番1-703号

普通株式 1株 5万円 田代 圭介

長崎県西彼杵郡長与町高田郷3717番地1

古舘アパート(1F)

普通株式 1株 5万円 尾崎 光輝

長崎県西彼杵郡時津町元村郷390番地7

普通株式 1株 5万円 廣瀬 雄一

長崎県長崎市丸尾町1番10号

普通株式 1株 5万円 松本 伸久

長崎県佐世保市松瀬町598番地4

普通株式 1株 5万円 江副 喜一

長崎県佐世保市黒髪町213番地2

普通株式 1株 5万円 松元 英史

長崎県佐世保市原分町245番地1

普通株式 1株 5万円 池田 久美子

長崎県佐世保市瀬戸越1丁目1570番地14

普通株式 1株 5万円 山中 喜久

長崎県大村市乾馬場町837番地3

普通株式 1株 5万円 林 敏彦

長崎県大村市松並2丁目1131番地5

普通株式 1株 5万円 菊井 英隆

長崎県諫早市泉町34番16号

普通株式 1株 5万円 森 隆

長崎県南島原市深江町丙1959番地2

普通株式 1株 5万円 横田 壽康

(定款に定めのない事項)

第39条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。